

賠償金減免を最終合意

県発注工事談合問題で和解

請求額、29億5千万円に

を経て、賠償金支払い問題は解決に向かう。

合意により、賠償金の請求比率が工事請負額の10%から5%に減免されるなどして、知事部局分（106社）は当初請求額64億1200万円から、29億5千万円と半額以下となった。

調停では、①原則5年の支払期限を合理的な理由があれば5年間延長②共同企業体（JV）は支払いの連帯責任を負わない③Aランク業者は請求対象外―とする項目も合意した。

県企業局分（請求対象51社、賠償金総額5億8千万円）と病院事業局分（同4社、3億5千万円）の賠償金については、9月定例会で議会承認を得た後、正式に合意する予定。

調停に参加していなかった請求対象42社（同4億9千万円）のうち、10日現在で新たに29社が調停を申し立てた。9月定例会には、新規申し立ての業者も含めて提案される見通し。

照屋義実県建設業協会会

長は「合意まで5年を費やし、おそろく100社近くの業者が倒産した。歳月の重みを感じる」と述べた。仲田文昭県土木建築部長は「県経済を支える建設業界への影響を懸念して調停に応じた。談合は社会悪だ。再発防止を徹底する」と話した。

県発注工事談合問題に関する県と建設業者の調停が10日、那覇簡易裁判所であり、県議会6月定例会で承認を得た土木建築部など知事部局分の賠償金を減免する和解案に最終合意した。2005年の発覚から5年